

協議第 5 号

広域化の実施時期について

次の調整結果について協議を求める。

平成 23 年 12 月 22 日提出

神奈川県西部消防広域化協議会
会 長 加 藤 憲 一

調 整 結 果	1 広域化の実施時期は、平成 24 年度末とする。
---------	---------------------------

(調整理由)

1 広域化の実施時期について

- ・「市町村の消防の広域化の推進に関する基本指針（消防庁告示）」では、広域化の実現の期限を平成 24 年度までとしている。
- ・平成 24 年度末までに広域化を実施した場合、国、県等の財政支援措置を見込める。
- ・可能な限り早期に実施することにより、財政効果が高くなる。
- ・住民に対し広域化の効果を早期に提供することが望ましい。

消防の広域化スケジュール(案)

年度	月	消防広域化協議会	施設整備等	デジタル化
平成23年度	8	枠組決定		
	9	協議会設立		
	10	運営計画作成		
	11			
	12			
	1	参画最終確認		
	2			
3	※一部事務組合解散協議に係る議決			
平成24年度	4	規約作成	※庁舎等改修 仕様作成	※消防救急 デジタル無線 (活動波)整備 仕様作成
	5	規約に係る議決 補正予算議決	改修工事	電波伝搬路 調査 基本設計
	6			
	7	広域化準備 ・組織・機構調整 ・人事・給与調整 ・条例等改正事務 ・統一運用調整 ・予算調整 ...ほか	契約期間	
	8		改修工事	
	9			
	10			
	11			
	12			
	1			
2				
3	消防の広域化			
平成25年度				実施設計
平成26年度				整備工事
平成27年度				運用開始
平成28年度				